

大泉 実成さん あいさつ

明日は JCO 事故からちょうど 25 年にあたる。皆さんが、忘れずにこのような場を設けていただいたことを感謝している。JCO 事故では、少なくとも 667 人が被ばくし、事故の作業に当たっていた大内さん、篠原さんが亡くなった。大内さんの DNA は中性子を浴びてまるで砂のようになっていた。大内さんは全身の細胞を再生しないという悲惨な亡くなり方をした。3 人の作業員のうち生き残った横川さんは、一時白血球が全くなかったということだった。当時の科学技術庁の公式見解では、3 人以外には健康被害はないということだった。

しかし、心身の状態がおかしくなったのはこの人たちだけではなかった。私は、20 年間 JCO 臨界事故関連の健康診断のアンケートを取ってきたが、最も近い 80 メートルほどの距離で働いていた建設業では、事故発生のことは何も知らなかったのに、二人が同時に激しい頭痛を感じ頭痛が痛いと言い出した。吐き気を感じた人や実際に吐いてしまった人、異臭を感じた人、その日の夜から全身がだるくなり、翌日から全身が切り刻まれるような痛みで悩まされた人、やはり事故の日の夜から、甲状腺障害やアレルギーが噴出した人、体に斑点が出た人、全前のだるさ、胃腸炎、のどの痛み、食欲減退、鼻血、異常発汗など挙げていけばきりが無い。

JCO 近辺の健康実態調査を行った阪南中央病院は、調査に応じた 221 名中の約半数が何らかの体の不調を訴えたという調査報告をしていた。しかし、科学技術庁の公式見解のためこれらの人たちは、どこに行っても取り合ってもらえなかった。

また、近隣住民の中では子どもたちの健康への不安も大きな問題だった。事故現場から 500 メートルほどの場所に本米崎小学校と幼稚園があり、家族の心配は大変なものだった。被ばくさせられる子供の健康を心配して相談しても、健康には影響はないという答えしか返ってこないため、かえって不安になるばかりだった。

2000 年の 4 月から 5 月にかけて行われた臨界事故関連の健康診断には、子どもたちと多くの妊婦さんたちが詰めかけた。それは茨城県が行う健康診断だったが、そこに科学技術庁の官僚たちがたくさん現れた。そして母親たちを威圧するような言い方で、「なぜ子供を連れて来たのか、子どもにとって良くないことだ。絶対がんなどにはならないから今回は見送ったらどうか」という内容のことを繰り返したそうだ。それを聞いた母親たちは「高いところから突き落とされるように感じた」と言っていた。国は健康被害を絶対に認めないという態度だったそうだ。

私の両親は、事故現場からおよそ 120 メートルの場所で自動車の電装品工場を営んでいた。母は事故による影響で重篤な PTSD に罹患し、父は持病の皮膚病を悪化させ、事故のフラッシュバックに苦しんでいた。母は、JCO という言葉ではなく、JOC（日本オリンピック委員会）などという言葉にも反応してしまい、うつ病で精神科に通院していたが、睡眠薬をためておいて大量に飲んで自殺を図った。発見が早く命はとりとめたが、自殺未遂をしたことで長期間の精神科への入院が行われた。

父は被害者の会を設立し多くの人たちの意向を受けて、JCO と交渉を行った。しかし、例えば私の母親についてだが、事故による PTSD という医師の判断の診断書を見せても補償には応じようとしなかった。他に方法もなく、父と母は 2002 年に JCO にたいして訴訟を起こした。他に何人もの被害者が訴訟を検討していたが、親族や職場から、つまり東海村という原子力村からの圧力を受け、訴訟を断念した。裁判をして思ったことは、原子力損害賠償法という法律の理不尽さだった。この法律では、原子力施設の事故で被害を受けた場合は、被害者側が作用を証明しなければならない。しかし、原子力の専門家でもない地元住民にそんな難しいことはできるわけがない。JCO 事故の場合、臨界によって発生した中性子が何らかの理由で健康被害を引き起こしていると考えられる。けれど、何がどのようにして被害を起こしているのかを作用させるのが非常に難しかった。しかし健康被害に医療の証明がどうしても必要になる。しかもこの仕組みだと JCO 側はこの証明に対して文句をつけてさえいればいいのだ。その間にも父と母の病状は悪くなり、母は寝たきりの状態が続き、父は皮膚病を悪化させて入院した。父と母が主要な働き手だったので廃業するしかなかった。

訴訟中、私たちは目に見えないプレッシャーに押しつぶされることになった。勿論、裁判をすることなど初めてのことで勝手がよく分からない。初めは裁判を引き受けてくれる弁護士さんも見つけられない有様だった。こんなことでやっていけるのかと頭を抱えることばかりだった。しかし、幸いに弁護士さんも見つかり、お金の問題も全部カンパで乗り切った。今度はそれで何としても勝たなければならないというプレッシャーがかかった。

母の PTSD の場合、主治医、その病院の院長、著名な専門医の 3 人の方が JCO 事故による PTSD という診断書を書いてくれたが、父の皮膚病は事故を結びつける因果関係の証明が非常に難しかった。今でもよく覚えているのは、裁判で母の主治医が証人として法廷に立った時、母は自分を守るために主治医が法廷に立ってくれることを感謝するため、辛い中気力を振り絞って裁判所まで行った。ところが、法廷で母を見つけた JCO の弁護士が「ここに来れるのだから、PTSD であるわけがない」と言った。いったいどれだけの思いで母が裁判所に来たと思っているのかと激しい憤りを感じた。

裁判は8年かかったが敗訴に終わった。特に、母のPTSDについては、母を診断した際の医師の診断書は事故との因果関係が明白と思っていた。父親はこれで被害が認められないはずがないと言っていた。しかし、裁判所が採用したのは、母を一度も診断したことのないJCO側の学者の意見だった。こうした経験から、原子力関連の訴訟の難しさを改めて感じた。父は無念を抱えたまま、2011年2月にこの世を去った。そしてその翌月東日本大震災が起こり、福島原発事故につながっていった。

昨年12月に車で日立市役所や東海村役場に突っ込んだという犯罪がニュースで流れた。犯人はJCO事故で被害があったにも関わらず、日立市も東海村も取り合ってくれなかったのが犯行に及んだと述べている。事故から20年以上経っているのにこんなことが起こるのかと驚いた。勿論このような犯罪は許されることではない。しかし、その心労は察することはできる。JCO事故さえなければそんなことは起こらなかったのだ。相変わらず国の公式見解ではJCO事故の健康被害者は3人だけである。しかし、被害者はその他にも沢山いたのだということ覚えておいてほしいと思う。そして、原子力施設での事故の深刻さや被害者救済の難しさ、何人もの自殺者を出したその残酷さを知ってほしい。ありがとうございました。